

運 免 第 4 9 号
平成31年4月11日

交通部内所属長 殿
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

出頭命令等に係る事務処理要領の制定について
みだしについては、別添のとおり事務処理要領を制定し、運用することとしたので、
事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「出頭命令等に係る事務処理要領の制定について」（平成29年3月3日付け青警本運免第1324号。）は廃止する。

担当：運転免許課行政処分係

出頭命令等に係る事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この事務処理要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号、以下「法」という。)第104条の3第2項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による出頭命令(以下「出頭命令」という。)及び法第104条の3第3項の規定による運転免許証(以下「免許証」という。)の保管(以下「免許証保管」という。)等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書」とは、法第104条の3第1項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)に規定する書面(道路交通法施行規則(昭和35年府令第60号、以下「施行規則」という。)別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4及び別記様式第22の6の処分書)をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、出頭命令を行う際に交付する書面(施行規則別記様式第19の3の5及び別記様式第22の6の2)をいう。
- (3) 「保管証」とは、法第104条の3第3項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)に規定する保管証(施行規則別記様式第19の3の6、別記様式第22の6の3及び別記様式第22の6の4)をいう。
- (4) 「出頭命令通知書」とは、法第104条の3第4項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による通知のための書面(施行規則別記様式第19の3の7及び別記様式第22の6の5)をいう。
- (5) 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭などの理由により、青森県警察情報管理システムによる総合運転者管理業務実施要領に定める処分手配登録(以下「処分手配登録」という。)をされた行政処分未執行者をいう。
- (6) 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (7) 「所属署長等」とは、認知警察官の所属する警察署長、隊長及び課長をいう。
- (8) 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (9) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (10) 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 行政処分手配者に係る名簿の整備等

運転免許課長は、行政処分手配者について処分手配簿(様式第1)を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

また、上記処分手配簿(様式第1)は、勤務時間は、運転免許課行政処分担当課長補佐に、勤務時間外は、運転免許課の当直責任者に管理させるものとする。

4 出頭日時及び場所の指定に関する措置要領

運転免許課長は、認知警察官から出頭命令に係る出頭日時及び場所について協議を受けた場合、次の要領により対応するものとする。

(1) 行政処分手配者が、本県に居住している場合

ア 手配県警察が本県警察である場合

出頭日時は、協議を受けた日から10日後（平日に限る。期日が土日祝日の場合は、直後の平日を期日とする。）の午前9時から午後4時までの間とする。

出頭場所は、運転免許課とし、これによりがたい場合は、その都度出頭場所を指定するものとする。

イ 手配県警察が本県警察以外の場合

出頭日時は、協議を受けた日から2週間後（平日に限る。期日が土日祝日の場合は、直後の平日を期日とする。）の午前9時から午後4時までの間とする。

出頭場所は、運転免許課とし、これによりがたい場合は、その都度出頭場所を指定するものとする。

(2) 行政処分手配者が、本県に居住していない場合

住所地県警察及び手配県警察の行政処分担当課長に通報、協議の上、出頭日時及び場所を指定するものとする。

(3) 出頭日時及び場所の記録

運転免許課長は、指定した出頭日時及び場所について、行政処分手配者出頭日時指定表（様式第2）に記録し、当該行政処分手配者の出頭に備えるものとする。

(4) その他

認知警察官が発見した、行政処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるものであるときは、出頭日時について、原則、有効期間の満了日以前の日を指定するものとする。

5 都道府県警察相互の連絡、協力

運転免許課長は、行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分書の執行依頼等について、認知県警察、手配県警察、住所地県警察の各行政処分担当課長と緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

第2 行政処分手配者を発見したときの事務処理要領

1 行政処分手配者発見時の認知警察官の措置等

(1) 運転免許課長に対する照会

認知警察官は、情報管理課照会センターの照会結果等から行政処分手配者を認知したときは、運転免許課長に、

- ・ 行政処分執行の有無
- ・ 手配年月日、手配県警察、氏名、生年月日、処分種別及び処分日数

を照会すること。

照会先は、勤務時間中は運転免許課行政処分担当課長補佐、勤務時間外は、運転免許課当直指令とする。

また、当該行政処分手配者が、免許証不携帯の場合には、

- ・ 免許証番号

を併せて照会すること。

(2) 認知警察官の出頭命令及び免許証保管等

ア 処分手配の内容説明

認知警察官は、運転免許課長から、当該行政処分手配者に対する行政処分が未執行である旨の回答を受けたときは、出頭命令及び免許証保管（以下「出頭命令等」という。）の措置をとることとなるが、

- ・ 処分は既に執行されている。
- ・ 処分の根拠となった違反、事故を思いつかない。

等の抗弁を受けたときは、再度運転免許課長に、

- ・ 前回処分以降の違反データ（違反日時、違反場所、違反種別、違反点数）
- ・ 前歴回数
- ・ 累積点数

等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令等の措置をとるものとする。

イ 出頭日時及び場所の指定

認知警察官は、運転免許課長と協議した出頭日時及び場所を指定するものとする。

ウ 現住所等の確認

行政処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なっている場合は、住所地県警察において処分書の交付を行うこととなるので、現住所及び連絡先の電話番号を確認しておくものとする。

(3) 出頭命令書、保管証及び出頭命令通知書の作成要領等

別紙「出頭命令書、保管証、出頭命令通知書の記載要領」によるものとする。

なお、「出頭命令書」（施行規則別記様式第19の3の5）及び「免許証保管書」（施行規則別記様式第19の3の6）を共用する場合は、「出頭命令書・免許証保管証」（様式第3）によるものとする。

(4) 留意事項

ア 保管証を交付する際の教示

保管証を交付する際には、免許証保管の趣旨のほか、保管証裏面の備考欄に記載してある留意事項について教示するものとする。

イ 免許証不携帯の場合の措置

行政処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合には、出頭命令書のみ交付するものとする。

ウ 更新期間が到来している免許証に係る措置

行政処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるものであるときは、出頭命令書の交付のみを行い、免許証保管の措置を講じないものとする。

エ 交通違反をしている場合における免許証の保管との関係

交通違反をした者が行政処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、告知票（書）の下部余白に行政処分手配者である旨を朱記するとともに、住所地県警察及び認知県警察の行政処分担当課に通報するものとする。

2 認知警察官の事後措置

出頭命令書及び保管証を交付した認知警察官は、交付日翌日までに、出頭命令通知書

とその写し、保管した免許証、出頭命令書及び保管証の写し（以下「出頭命令通知書等」という。）を所属署長等に提出するものとする。

3 所属署長等の措置

所属署長等は、認知警察官から受領した、上記の出頭命令通知書等を運転免許課長に報告の上、送付するものとする。

なお、送付方法は、別に定める「運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領」の別記様式第1「反則・交通・点数・法令・事故登録票送付書」に、出頭命令等に係るものであることを明記して行うものとする。

4 認知県警察、手配県警察、住所地県警察としての運転免許課長の措置

(1) 住所地県警察としての出頭日時及び場所の回答

認知警察官から行政処分手配者を発見した旨の報告を受けた運転免許課長は、第1の4の措置要領に基づき、速やかに出頭日時及び場所を回答するものとする。

(2) 認知県警察、手配県警察、住所地県警察としての事後措置

ア 認知県警察としての事後措置

所属署長等から報告を受けた運転免許課長は、受領した出頭命令通知書等を住所地県警察の行政処分担当課に連絡の上、送付するとともに、手配県警察の行政処分担当課に連絡するものとする。

なお、出頭命令通知書は、住所地为管轄する公安委員会に対して送付するが、処分手配登録した公安委員会と住所地为管轄する公安委員会とが異なる場合にあっては、処分手配登録した公安委員会に対しても同じ内容の出頭命令通知書を送付することに注意すること。

イ 手配県警察としての事後措置

認知県警察の行政処分担当課から連絡を受けた運転免許課長は、速やかに住所地県警察の行政処分担当課に対し処分執行を依頼するものとする。

ウ 住所地県警察としての事後措置

(ア) 更新期間が到来する行政処分手配者の事後措置

行政処分手配者が出頭した時点で、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続が終了後に処分執行するものとする。

(イ) 交通違反による免許証保管を受けた行政処分手配者の措置

交通違反の事務手続が終了した時点で、出頭命令等の措置をとるものとする。

(ウ) 出頭日変更の要求があった場合の対応

行政処分手配者が出頭命令書の交付を受けた後に、個人的事情等で指定された日時よりも早い日時に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書等の到達に要する期間等を考慮して、出頭日時の変更に対応するものとする。

(エ) 行政処分手配者出頭時の措置

a 行政処分手配者が出頭命令書により出頭したときは、処分の理由、内容等について口頭で告知した上、処分書を直接交付して処分執行するものとする。

b 保管証は行政処分手配者が出頭した時点で受領し、保管した免許証については、

(a) 停止処分の場合は引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還する

(b) 取消し処分の場合は法第107条第1項の規定により返納がされたものと見なす

ものとする。

ただし、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者については、法第107条の5第6項の規定により国際運転免許証等を本人に返還しなければならないので留意すること。

この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定者については、法第107条の5第7項の規定により再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際運転免許証等を再提出しなければならないことを説明して、再上陸する際には再提出する旨の誓約書を取ること。

5 留意事項

出頭命令等は、所在不明や不出頭者などの理由により処分手配登録された者に対して行うもので、指名手配と異なり強制力がないので、いたずらに物議を醸し出すことがないよう言動に留意すること。

別紙

出頭命令書、保管証、出頭命令通知書の記載要領

1 運転免許証の場合

(1) 出頭命令書

- ・ 交付年月日…出頭命令書を交付した日時を記載する。
- ・ 被交付者名…被処分者の氏名を記載する。
- ・ 住所…被処分者が現在住んでいる住所地及び氏名を記載する。
- ・ 所属、階級及び氏名…出頭命令書を被処分者に対して交付した者の所属、階級及び氏名を記載し押印する。
- ・ 出頭日時…被処分者の出頭日時を記載する。
- ・ 出頭場所…被処分者の出頭場所を記載する。

(2) 保管証

- ・ 交付日時…被処分者に保管証を交付した日時を記載する。
- ・ 出頭日時…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 出頭場所…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 交付者の所属、階級及び氏名…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 氏名…被処分者の氏名を記載する。
- ・ 生年月日…被処分者の生年月日及び満年齢を記載する。
- ・ 職業…被処分者の職業を記載する。
- ・ 本籍…被処分者の本籍地の都道府県名（外国人の場合は国籍等）を記載する。
- ・ 住所…被処分者の現在住んでいる住所を記載する。
- ・ 免許証…被処分者の所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び公安委員会名を記載する。
- ・ 免許年月日…被処分者の所持する免許証の免許年月日を記載する。
- ・ 免許の種類…被処分者の所持する免種には1を、その他の免種には0を記載する。
- ・ 免許の条件…被処分者の所持する免許証の条件を記載する。

(3) 出頭命令通知書

- ・ 作成年月日…出頭命令通知書の作成日を記載する。
- ・ 公安委員会…出頭命令通知書の送付先都道府県名を記載する。
- ・ 所属、階級及び氏名…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 住所…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・ 氏名…保管証の記載要領に同じ。

- ・免許証等の番号…保管証の記載要領に同じ。
- ・出頭日時…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・出頭場所…出頭命令書の記載要領に同じ。
- ・免許証保管の有無…免許証保管の有無を○で囲む。

2 国際運転免許証等の場合

(1) 出頭命令書

- ・氏名…国際運転免許証等に記載されている外国文字で記載し、発音どおりカタカナでルビを付す。
- ・その他の項目…1の(1)の記載要領に同じ。

(2) 保管証

- ・国際運転免許証の番号…国際運転免許証等に記載されている番号を記載する。
- ・発給機関…国際運転免許証等に記載されているとおりに記載する。
- ・発給地…国際運転免許証等に記載されているとおりに記載する。
- ・発給年月日…国際運転免許証等に記載されている年月日を記載する。
- ・運転することができる自動車等の種類…国際運転免許証については、運転できないクラスに×を付す。外国運転免許証については、運転できるクラスを記載する。
- ・その他の項目…1の(2)の記載要領に同じ。

(3) 出頭命令通知書

- ・国際運転免許証等の番号…2の(2)の記載要領に同じ。
- ・その他の項目…1の(3)の記載要領に同じ。

様式第1

処 分 手 配 簿

年

一連番号	手配月日	手配番号 (処分番号)	氏 名 (免許証番号)	生年月日	処 分 日 数	住 所	備 考
	月 日			年 月 日	年 日		
	月 日			年 月 日	年 日		
	月 日			年 月 日	年 日		
	月 日			年 月 日	年 日		
	月 日			年 月 日	年 日		
	月 日			年 月 日	年 日		
	月 日			年 月 日	年 日		
	月 日			年 月 日	年 日		
	月 日			年 月 日	年 日		
	月 日			年 月 日	年 日		

※ 「運転免許に係る行政処分事務に関する事務処理要領」に定める別記様式第10「行政処分伺」の写しを添付すること。

処分手配者出頭日時指定表

第 _____ 号

受理年月日	年 月 日 午 前 ・ 後 時 分			受理者	
処分手配者	現住所				
	職業		勤務先		
			電話番号		
	氏名				
	生年月日	年	月	日	生 (歳)
	免許番号	第			号
手配年月日 及び手配番号	手配 年月日	年	月	日	手配番号 (処分番号)
手配都道府県 及び処分種別	手配都 道府県	都 道 府 県		処分種別	取消 年
					停止 日
出頭指定日及 び免許証保管	年 月 日 (曜 日) 午 前 ・ 後 時 分				
	運 転 免 許 証 の 保 管 の 有 無			有 ・ 無	
出頭場所					
認知警察官	都 道 府 県		課 ・ 隊 ・ 警察署		
	官職				
	氏名	警電			

様式第3

出頭命令書・免許証保管証（番号）																
道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。																
命令・交付日時		年 月 日 午 ^前 時 分 後														
出頭日時		年 月 日 午 ^前 時 分 後														
出頭場所		電話（ ）														
命令・交付者の級名 所及属び氏名		署・課・隊 係 印														
氏名	生年	年 月 日生（ 歳）											職業			
	月日															
	本籍															
	住所	電話（ ）														
免許証	第 号															
男・女	年 月 日 公安委員会交付															
免許年月日	第一種免許	二・小・原										年 月 日				
	その他	その他										年 月 日				
	第二種免許	第二種免許										年 月 日				
免許の種類	有無															
	種類	大	中	準中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
免許の種類	類	型	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	引
免許の条件																
備考		<p>1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時（あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間となります。</p> <p>2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。</p> <p>3 この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。</p>														

(注) 免許証を保管しない場合には、「免許証保管証」の不動文字を横線で、「免許年月日」欄以降を斜線で、それぞれ削除し、命令者の割印をしておくこと。